

# 白井市卓球連盟盟則

## 第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本連盟は、白井市卓球連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を事務局宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、白井市卓球の健全なる普及発展と技術の向上を図り、併せて市民相互の親睦と健康増進に寄与する。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次のような事業を行う。

1. 卓球大会の主催及び後援
2. 卓球の普及発展に関する指導研究
3. 卓球の技術向上に関する指導研究
4. その他本連盟の目的達成に必要な事項

## 第3章 組織及び会員

(組織)

第5条 本連盟は、前4条の趣旨に賛同する市在住のクラブを以て組織する。

第6条 本連盟は、白井市体育協会に属するものとする。

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- 会長 1名、 副会長 1～3名、 理事長 1名、  
理事 若干名、 会計 1～2名、 監査 2名、 事務局 1～2名
- 2 役員は各連盟所属クラブより性別毎に各1名以上選出された者により構成される。
  - 3 必要に応じて顧問を置くことができる。

(会員)

第8条 クラブ会員として共に活動している者とする。

(役員及び代議員の選出)

第 9 条 会長・副会長・理事・会計・監査・事務局は役員会において選出し、総会で承認を得る。

第 10 条 理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。

第 11 条 代議員は、各クラブで選出する。

(職務)

第 12 条 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった場合はその職務を代理する。

3 理事長は理事を召集し、理事会構成統括する。

4 理事は理事会を構成し、理事長とともに本会運営にあたる。

5 会計は本連盟運営に関する資金の出納に関し、一切を掌握本連盟運営に際し金銭上の障害なきを図る。

6 監査は、会計を監査しその結果を総会に報告しなければならない。また、業務の監査を行うものとする。

7 事務局は本連盟の文書、連絡等の事務を行う。

第 13 条 代議員はクラブを代表し、総会のおり重要事項を審議する。

(任期)

第 14 条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 議

(会議)

第 15 条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

(1) 総 会

(2) 役 員 会

(3) 理 事 会

(総 会)

第 16 条 総会は、本連盟の最高議決機関であり役員、代議員をもって構成し、年1回4月に行い事業・決算報告、事業・予算計画、役員改選等重要事項を審議する。但し、必要が生じたときは臨時に開催することができる。

2 本連盟の会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。但し、同数の場合は議長がこれを決する。

(役員会)

第 17 条 役員会は、総会に提出する事項を審議し議決された事業を執行する。

(理事会)

第18条 理事会は、会務に必要な事項について審議執行する。

## 第5章 加盟及び脱退・移動

(登録)

第19条 連盟が主催する卓球大会に出場しようとする団体または個人は、原則、連盟に登録していなければならない。本連盟の登録手続きは、次のとおりとする。

- (1) 団体及び個人の年度登録及び追加登録は、登録名簿等に必要事項（氏名、住所、電話番号）を記入し、連盟役員を通じて事務局に提出して行う。

(脱退)

第20条 本連盟の会員は、次の各号に該当するときは役員会の議決によりその資格を失う。

- (1) 本連盟に不利益又は著しく不名誉な行為を行ったとき。
- (2) 加盟団体として不適当と認められたとき。
- (3) 団体が消滅したとき。
- (4) 脱退を表明したとき。

第21条 本連盟の脱退手続きは、会費完納のうえ理由書を事務局に提出する。

(移動)

第22条 会員は、他のクラブに移動するとき、本連盟にその旨届け出て承認を得るものとする。

- 2 本連盟の承認なき場合、その年度内は移動できないものとする。但し、会長が認めたときにはこの限りではない。

## 第6章 会員遵守事項及び罰則

(会員遵守事項)

第23条 本連盟の会員は、本連盟の定める盟則及び諸規則等を遵守しなければならない。

第24条 会員たる構成員は、一つのクラブ以外に参加してはならない。

(罰則)

第25条 会員が前20条・21条に違反した場合は、理事会において通告・警告を行うことができる。

第26条 会員が前条に違反した場合は、役員会において除名あるいは大会への出場停止その他の処分をすることができる。

## 第7章 会 計

第27条 本連盟の運営資金は、会費・助成金・寄付金・大会参加費・臨時経費をもってあてる。

第28条 本連盟の会計は、別に会計規約として定める。

### 附 則

本連盟の盟則は、昭和60年4月5日より施行する。

### 附 則

本連盟の盟則は、平成元年4月2日より施行する。

### 附 則

本連盟の盟則は、平成5年4月4日より施行する。

### 附 則

本連盟の盟則は、平成8年4月7日より施行する。

### 附 則

本連盟の盟則は、平成25年3月23日より施行する。

追加 第7条 第2項 各クラブからの役員選出

削除 第8条 第2項 中学生以下の連盟登録

### 附 則

本連盟の盟則は、平成26年4月5日より施行する。

変更 第19条 連盟主催大会参加時の連盟登録必須を明文化

### 附 則

本連盟の盟則は、平成27年4月4日より施行する。

追加 第7条 副理事長を新設

変更 第7条 事務局の員数を変更

追加 第10条 副理事長の選出方法を追加

追加 第12条 副理事長の職務を追加

### 附 則

本連盟の盟則は、平成28年4月2日より施行する。

削除 第19条 連盟登録時の必要事項から生年月日を削除

附 則

本連盟の盟則は、平成30年3月31日より施行する。

- 削除 第7条 副理事長の廃止
- 削除 第10条 副理事長の選出方法
- 削除 第12条 副理事長の職務

## 白 井 市 卓 球 連 盟 会 計 規 約

- 第 1 条 白井市卓球連盟盟則第 7 章第 2 8 条によりこれを定める。
- 第 2 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 3 1 日で終る。
- 第 3 条 連盟会費は各クラブ年額 3, 0 0 0 円とし、構成員 1 人につき年額 5 0 0 円とする。但し、高校生以下は連盟会費を免除する。
- 第 4 条 連盟入会金は、各クラブ 3, 0 0 0 円とする。
- 第 5 条 寄付金は、本連盟の目的達成に添う以外これを受けない。
- 第 6 条 会費は、遅滞なく納入しなければならない。
- 第 7 条 諸経費支出は役員会に一任し、会長の承認を得る。
- 第 8 条 本規約による収入・支出は、詳細に記帳し証拠物件を整えなければならない。
- 第 9 条 予算・決算は、総会で報告しなければならない。

### 附 則

本連盟の会計規約は、平成 2 5 年 3 月 2 3 日より施行する。

変更 第 3 条 高校生以下の会費免除